

# 多様な生徒が集まる 新規開校の公立夜間中学

松戸市立第一中学校みらい分校教頭 稲積 賢

近年の国の方針により、実質的な教育の機会を確保する観点から、公立夜間中学へ学び直しの入学が認められるようになった。夜間中学には、生まれ育った国では十分な教育が受けられなかった、また不登校だったなど様々な事情から、中学校課程の教育を求めて学ぼうとする、満 15 歳の学齢を超えた幅広い年代の生徒が集まる。また、法整備により地方自治体には、夜間中学における就学の機会の提供が求められるようになった。

本校は、昨年度に新規開校した公立夜間中学である。全国でも夜間中学の開校は長く例がないため、すべてにおいて前例がなく、様々な検討を重ねてきた。本校の事例を通して、学びのセーフティーネットの一翼を担う夜間中学の開校までの経緯や、開校後の夜間中学における教育活動を日本語指導支援も含め紹介する。

## 1 全国 22 年ぶりの公立夜間中学の開校

松戸市立第一中学校みらい分校は、松戸市立第一中学校の分校として旧古ヶ崎南小学校の校舎を活用し、平成 31（2019）年 4 月に開校した夜間中学である。夜間中学の開校自体が全国でも 22 年ぶりであり、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」）の施行後では、埼玉県川口市と並び全国初の公立夜間中学の開校である。

## 2 夜間中学の役割の転換

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由により昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された二部授業<sup>1</sup>を行う学級である。昭和 30 年頃には、設置数は全国に 80 校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢に伴って減少し、令和 2 年度現在、9 都府県 28 市区で 34 校が設置されている。近年は、日本国籍を有しない生徒が増加し、

1 学校教育法施行令 25 条により、都道府県教育委員会に二部授業の届け出が必要である。

全国の夜間中学在籍生徒の約8割<sup>2</sup>を占めている。このような夜間中学であったが、不登校などの理由により実質的に十分な教育を受けないまま教育的配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」）への学習の場としての機能が期待されるようになってきている。

平成27(2015)年7月、文部科学省は「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(通知)<sup>3</sup>」を発出した。これにより入学希望既卒者を、一定の要件の下、夜間中学で再度中学校教育を受けるための入学を可能とすることが示された。

また、平成29年(2017)年2月には教育機会確保法が施行された。これにより、地方公共団体に対して夜間中学等への就学の機会の提供などの必要な措置を講ずるものとする<sup>4</sup>とされている。

さらに、平成30(2018)年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画の中で、政府は、すべての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進している<sup>5</sup>。

### 3 開校に向けて

松戸市では、これまでも不登校支援や外国籍児童生徒への学習支援など、学校教育や社会教育の場で様々な学びを支える支援機関等があった。しかし一方で、小中学校を不登校

状態で過ごす児童生徒も一定の割合で在籍し続けていた。そのため前述のように、国の法整備等が進み、不登校で中学校を卒業した生徒も通える夜間中学が設置可能となったこと。更に、近年外国人居住者も増加傾向にあり、小中学校においても外国にルーツを持つ児童生徒が増えてきている状況であったこと。これらの状況から、松戸市全体の教育を下支えする、公教育による学習支援機能を生み、学びのセーフティーネットを充実させるため、夜間中学の開設に至った。

本校の入学資格は以下のとおりである。

#### 入学資格

次の1～4のすべてを満たし松戸市教育委員会が就学を認めた方

- 1 義務教育の年齢（満15歳）を超えた方
- 2 松戸市内にお住まいの方

※市外（千葉県内）の方は居住地の市町村教育委員会の許可が必要

- 3 中学校を卒業していない方、又は、卒業していても不登校等の理由により学び直しを希望する方
- 4 みらい分校の生活に支障のない方

入学資格のうち3の「中学校を卒業していない方」とは、戦後の混乱期等で中学校を卒業できなかった方や、生まれ育った国での学校教育期間が9年に満たず、来日しても日本での中学校卒業資格を得られない方、などが想定される。更に、国籍にかかわらず入学希望

2 夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第2次改訂版）平成30年7月 文部科学省 1頁参照

3 27 初初企第15号 平成27年7月30日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律14条

5 教育振興基本計画 平成30年6月15日 閣議決定 79頁参照

既卒者も入学可能としていることが大きな特徴である。

#### 4 ここで学ぶ生徒

##### (1) 生徒の概要（令和2年11月現在）

【学年別】		【年代別】	
1年	4	10代	10
2年	9	20代	1
3年	7	30代	0
合計	20	40代	2
【国籍別】		50代	4
日本	13	60代	1
ブラジル	2	70代	2
アフガニスタン	2		
中国	1		
フィリピン	1		
ネパール	1		

##### 【入学条件別】

義務教育未修了者	入学希望既卒者
3	17

上記のとおり、現在学ぶのは学齢期を超えた10代から70代と幅広く、約半数は40代以上である。また、義務教育未修了の生徒が3名いるが、多くは入学希望既卒者である。日本国籍の生徒が約7割だが、他にも5か国の生徒が学んでいる。

##### (2) 学びに集う姿

みらい分校では、夕方になると、毎日こんな生徒たちが「こんばんは」と言いながら校舎に入ってくる。

○家族の夕食作りや、家事を終えてから、勉強しに来る生徒

○勤務先やアルバイト先から、急いで登校してくる生徒

○片道2時間近くかけて登校してくる生徒

（千葉県内の松戸市以外の方にも入学資格があります。）

○育った国での学校教育が9年未満だったため、日本では中学卒業資格が認められず、県立高校入試を受けられなかった生徒

○生まれた国では働かなければならなかったため、中学に通えなかった生徒

○生まれた国が当時紛争状態等で、十分な教育を受けられなかった生徒

○中学時代は不登校で、進学先を決められなかったため、高校進学を目指している生徒

○中学を不登校等で過ごし、高校には進学したが、退学してしまった生徒

このように生徒は様々な事情や思いを抱えながらも、本校での学びを求め、自ら希望して入学してきた。共通しているのは、「学びたい」「未来を変えたい」という気持ちである。

生徒は毎日午後5時20分までに登校し、1日4コマの授業を受ける。途中夕食休憩をはさみ、午後8時45分に下校する。授業は昼間の中学校と同じく学習指導要領に定められたすべての中学校の教科・領域に加え、松戸市独自教科「言語活用科」も受ける。

生徒の学習意欲は高く、毎日真剣に勉強している。学校としては、生徒個々の事情と心情を理解し、「来てくれてありがとう」の気持ちで、丁寧に関わり添うことをモットーとしている。

#### 5 生徒の就学学年の決定と授業コース

就学する学年は、在籍した当時の中学校の就学状況や、不登校等の期間を総合的に判断し、教育委員会が決定する。例えば中学1年

当時は登校していたが、2年生から中学校に行けなくなったという場合には、本校の2年生に入学するということもあり得る。一方で授業コースは、次の4つのコースを設定している。入学後に学校において生徒と面談し、これまでの生徒の学習の状況や夜間中学を卒業した後の進路希望等を確認しながら決定している。

①ベーシックコース

中学1年生程度と必要に応じて小学校の内容も学ぶ

②ミドルコース

中学1年生の復習と中学2年生程度の内容を学ぶ。

③チャレンジコース

中学1・2年生の復習と中学3年生程度の内容を学ぶ。

④スタートコース

国語、理科、社会の代わりに週8コマの日本語指導を受け、日本語が分かるようになったら①～③のコースにうつる。

6 松戸市における外国人住民の状況

(1) 松戸市の外国人数

人口496,571人中16,303人(3.28%)

(内訳：中国6,985人 ベトナム2,218人 韓国・朝鮮1,643人 フィリピン1,749人 ネパール814人)<sup>6</sup>

(2) 外国にルーツを持つ児童生徒数

小学5年生3,072人中138人(4.49%)

中学2年生2,812人中75人(2.67%)<sup>7</sup>

近年外国人居住者の増加傾向にあわせ、市立小中学校の児童生徒においても外国にルーツを持つ児童生徒も増加傾向である。

7 日本語指導の実際について

(1) 日本語指導コースの設置

本校は公立中学校であるため、日本語指導だけを受けることを目的とした入学は認められていない。また、学習指導要領に定められた授業を実施しているため、授業のすべてを日本語指導に充てることも難しい。

しかし、前述のように松戸市においても外国籍住民が一定の割合で居住していること。更に外国籍以外にも、日本国籍だが海外で育った生徒など、様々な事情から日本語に不安のある生徒は入学してくることも想定された。そのため、通常授業コースで話される日本語に不安のある方を対象とした日本語指導コースを設定した。このコースでは、国語、社会、理科の授業の代わりに、週8コマの日本語指導を実施している。

表1 日本語指導コース時間割

	月	火	水	木	金
17:25～ 18:05	日本語	日本語	日本語	英語	日本語
18:10～ 18:50	日本語	日本語	日本語	音楽	日本語
19:15～ 19:55	英語	技術 家庭 美術	数学	数学	数学
20:00～ 20:40	数学		体育	道徳 学級 活動	言語活 用文化

出典：当校作成

6 平成30年12月末住民基本台帳による外国人数 平成30年12末日現在 千葉県総合企画部国際課資料

7 松戸市子育て世帯生活実態調査報告書 平成30年3月 187頁参照



### 写真1 録画した緊急地震速報を見て、聞きとれた内容を話す日本語授業

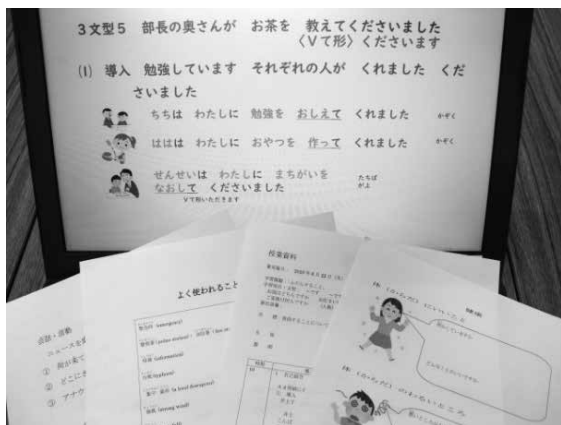


出典：当校

日本語指導の時間では、個々の生徒の日本語能力に応じて、6つのコースに分け、文法項目を系統的に指導している。担当するのは、本校の教員に加え、松戸市教育委員会採用の日本語指導スタッフ、市内日本語学校で講師を務める職員が配置されている。また週に1回「聞く・話す」内容を重視したグループ形式での日本語指導も取り入れている。

日本語指導コースで使用する教材は、基準とする教材をもとにそれぞれの生徒の日本語能力等の実態に合わせ、パワーポイント教材やプリント教材等、教職員が毎回作成している。生徒のレベルに合わせ、きめ細かい指導

### 写真2 独自作成の日本語指導教材



出典：当校

が可能なため、生徒の発話を引き出すよう指導方法に工夫を凝らしながら教えている。また、日本語指導の知識と経験を持つ職員が中心となり、毎週日本語指導部会を開催し、担当する職員全体の指導技術の向上をめざしている。

### (2) 通常の教育活動での日本語支援

一方で他の生徒と合同で受ける技術、音楽や体育などの技能教科と、校外学習などの学校行事は日本語で説明するため、外国籍生徒でも、日本語で理解することが原則となる。生徒全体への説明の際に、理解が難しい語句や内容は、個別に繰り返して説明することや、やさしい日本語に言い換える配慮もしている。そのため本校の職員には日本語を分かりやすく使うスキルが必要である。昨年度は「わかりやすい日本語を使えるようにすること」を全職員の研修テーマとした。

学校からのお知らせなどの配付文書も、時候の挨拶等を省略し、できるだけ難解な表現を避け、簡単で分かりやすい日本語を使うとともに、必要に応じて英語版も配布している。更に文書中の漢字にはすべてルビを振ることを原則とし、授業中に黒板に書く漢字にも必要に応じてルビをつけるようにしている。

このように日本語指導を受け、ある程度日本語が理解できるようになった生徒であったとしても、高校受験の試験問題に使用される日本語は、語彙もかなり難しい。特に問題文の理解に必要な語彙（例：符号で、最も適する、抜き出して、など）はそれらの語彙知識自体がないと、問題文の理解すら進まない。

日本語指導を受けながら高校受験を希望する生徒には、別に補足的に指導している。

## 8 先に生まれていない先生がいる中学校

ここでは、教える教員よりも年上の生徒が何人もいる。「先に生まれたから先生」ではなく、それぞれの教員の人間性や、教科の専門性によって先生になる学校である。

本校では、就労し社会人経験を持つ生徒も多く、年齢や学習歴が様々であるため、教科書はそのままでは使えない。更に、国からも特別の教育課程<sup>8</sup>が認められているが、中学校学習指導要領が想定している発達段階を超えた学習者を対象としている中学校という特徴がある。また、全国的に確立され、準拠できる夜間中学のカリキュラムも存在しない。そのため、学校としては、学習指導要領に基づきながらも、何をどのように、どこまで教えるか、生徒の実態に応じて独自に設計する必要がある。

## 9 生涯教育と学校教育の新たな融合点としての可能性

昨年度は全国30以上の教育委員会や組織等から約250人の視察や取材があった。新規に開校した本校は、夜間中学におけるパイオニア的存在であるため、ここでの教育実践が、これから他県で新設されていく夜間中学のスタンダードになっていく可能性がある。今後もフロントランナーとして、常に挑戦と改善を続けていくことは、本校の使命だととらえている。

開校後、社会人でもある本校の生徒に対し「本当に必要な中学校の教科内容とは何か」と検討を重ねてきた。今後も見えてくる課題をクリアし、公教育による学びのセーフティーネットの役割を果たせるよう、更なる教育活動の充実を目指していく。

8 学校教育法施行規則56条の4により、夜間中学には年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の教育課程の編成が認められている。